

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消等請求上告受理事件
国側当事者・国

平成24年12月6日不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年10月25日判決、本資料261号-206・順号11796)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年3月22日判決、本資料262号-65・順号11915)

決 定

申立人	甲
相手方	国
同代表者法務大臣	滝 実
同指定代理人	森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年12月6日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	櫻井 龍子
裁判官	金築 誠志
裁判官	横田 尤孝
裁判官	白木 勇
裁判官	山浦 善樹